

令和4年度神戸地域安全応援事業実施要綱

(目的)

第1条 地域団体が子どもから高齢者まで幅広く行う見守り活動等、神戸市内における防犯活動の充実に資する事業に対して補助を行い、地域の安全・安心の確保を図る。

(補助対象団体)

第2条 補助対象となる団体は、まちづくり防犯グループなどの地域団体とする。ただし、2017(平成29)年度以降に当該事業の補助金の支払いを通算3回受けた団体は除く。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、安全・安心なコミュニティをつくるための、地域での防犯活動の充実に資する取組みとする。

(補助対象外事業)

第4条 次のいずれかに該当する事業は、この要綱に基づく補助対象事業から除外する。

- (1) 団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を目的とする事業
- (2) 兵庫県または兵庫県の外郭団体から補助を受けている事業
- (3) 防犯カメラの設置に係る事業
- (4) その他、補助対象事業として適当と認められない事業

(補助金額)

第5条 1件あたりの補助金額は、千円単位とし、15万円以内の範囲で補助する。ただし、同一の事業で兵庫県または兵庫県の外郭団体以外から受けている補助金の額は、補助対象経費から控除する。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、第3条に規定する事業に要する下記の経費とする。

郵券代、会場使用料、外部講師謝金、講師旅費(実費弁償)、委託料、印刷費等資料作成費、書籍購入費、活動資材、保険料、振込手数料、その他対象経費として必要と認められるもの

(補助対象外経費)

第7条 下記の経費は、補助対象経費から除外する。

人件費、家賃、光熱水費等事業執行に直接関係しない経費、弁当・茶菓(ただし、作業等で給水のために必要な飲料を除く)、賞品・記念品、委託料及び外部講師謝金で事業経費の大半を占めるもの、備品費(耐用年数が1年以上のもの)、領収書がない等使途が不明な経費、令和4年3月31日以前に執行した経費、団体及び団体を構成する者の保有する施設又は設備の維持管理等に要する経費、その他対象経費として適当と認められないもの

(補助金の申請)

第8条 事業を実施するために補助を受けようとする地域団体は、別に定める申請書類を、指定する期日までに提出する。

(補助対象事業の決定)

第9条 補助対象事業は、申請書類を内部審査会による審査のうえ決定する。

2 補助対象事業を決定する審査では、新規事業を優先する。

(補助金の交付決定)

第10条 前条において決定された事業を実施する地域団体に対し、補助金の交付決定を行う。

(補助対象事業の実績報告、補助金の交付)

第 11 条 前条の交付決定を受けた地域団体は、補助事業終了後 14 日以内に事業実績報告書等を提出する。

2 前項の事業実績報告書等を審査のうえ、補助額を確定し、交付する。

3 ただし、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより前払いをすることができる。

(補則)

第 12 条 本事業は、令和 4 年度神戸県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱に基づいて実施する。

2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。